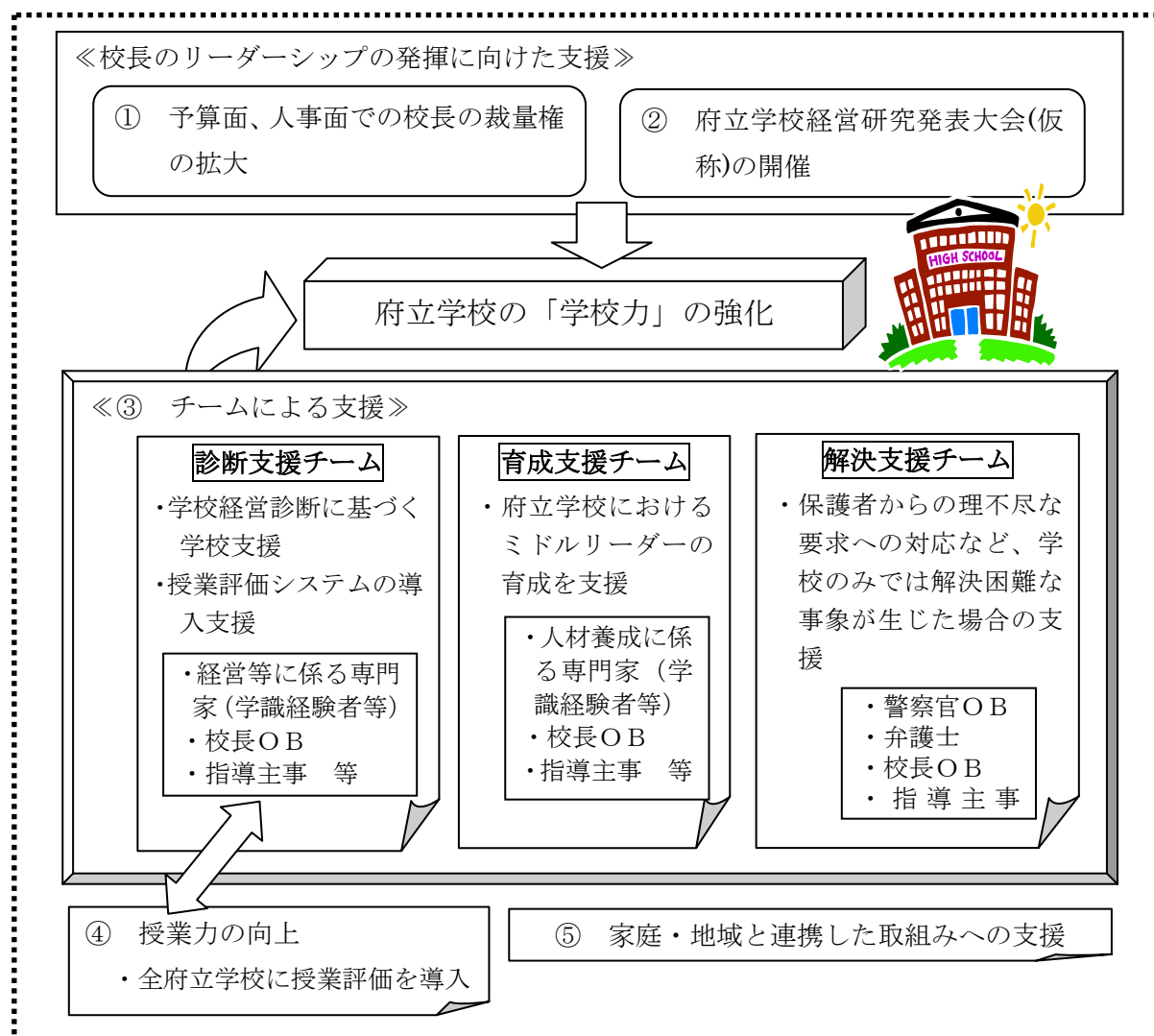


1-(6) 学校の組織力と学校へのチーム支援を強化します

重点項目21 府立学校の組織的な運営と自立的取組みの支援

【目標】

- ・ 校長の学校経営力を高めリーダーシップの発揮に向けた支援を充実する。
- ・ 府教育委員会の「学校経営支援チーム^{注1}」の機能を拡充し、外部人材、関係機関等とも連携したチームによる学校支援体制を確立する。
- ・ 全府立学校で授業評価を実施することにより、府立学校の自立的取組みを進める（学校として組織的に実施している授業評価の導入率：府立高校 27.7%、府立支援学校 28.0% (H19)）。



※注1【学校経営支援チーム】府教育委員会組織として、学校経営全般にわたる支援体制を整えるため、平成19年度に設置したチーム。校長や准校長の相談窓口としての機能を果たす。

①予算面、人事面での校長の裁量権の拡大

《事業概要》

校長がリーダーシップを一層発揮し、自校の実情や課題に応じた、校長の裁量に基づく教育活動等を拡充できるよう、予算面での校長裁量権を拡大する。

また、校長の掲げる学校経営ビジョンの実現や学校の自立的取組みをより一層支援するため、TRyシステムの充実など、人事面での校長裁量権を拡大する。

あわせて、各学校の教育目標に合致した特技、得意分野をもった人材が確保できるよう、特得システム^{注1}への登録者を増やす。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
校長裁量予算 750 千円/校+定通等加算 150 千円/校	予算面での校長の裁量権の拡大

現 状	平成 22 年度～
TRyシステム 1校あたりの募集項目数 2項目 1つの募集項目における合格者数 1名	3項目(※) 2名(※)

※ TRyシステムによる1校あたりの転入者の限度は2名までとする。

現 状	平成 25 年度
特得システム登録者数 全教員の約 30%	全教員の約 40%

《スケジュール》

○予算面での校長の裁量権の拡大

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
権限の拡大				
→				

○人事面での校長の裁量権の拡大

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
TRyシステムの募集項目数及び合格者数における基準の変更	新基準に基づく異動			
→	→			

※注1【特得システム】教員が持っている特技や得意分野の内容を、自主的に特技・得意分野情報検索システムに登録し、校長はそのシステムを活用して学校に必要とする人材の確保に努めるもの。教員の意欲向上を図るとともに、学校の活性化と特色づくりを推進することを目的とする。府立学校において平成19年度から実施。

②府立学校経営研究発表大会（仮称）の開催

《事業概要》

校長・教職員の意欲向上、学校の活性化による府立学校教育の充実を図るため、府立学校経営研究発表大会（仮称）を開催し、日頃から意欲的に学校経営を進めている校長等に、自校の意欲的な取組みや政策提言等について発表の場を与え、顕彰するとともに成果の共有を図る。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
—	累積発表校数 30 校以上

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
毎年開催				
→				

③チームによる支援

《事業概要》

校長・准校長・教職員の学校経営力、課題対応力等を向上させ、学校の課題解決を図るため、府教育委員会での学校経営支援チームの機能を拡充し、課題に応じた3つのチーム（診断支援チーム、育成支援チーム、解決支援チーム）を設置する。

なお、市町村に対しても、市町村教育委員会が行う小・中学校への支援にあたり、府の取組みのノウハウを提供するなどにより支援する。

【診断支援チーム（経営等に係る専門家（学識経験者等）・校長OB・指導主事 等）】

各府立学校が教育目標の達成に向け、組織的に教育活動に取り組み、生徒・保護者・地域に信頼される学校となるよう、学校経営に関する「診断支援チーム」を導入し、「学校評価^{注1}報告書^{注2}」等に基づく学校経営診断^{注3}を行うとともに、授業評価システムの導入等を支援する。

【育成支援チーム（人材育成に係る専門家（学識経験者等）・校長OB・指導主事 等）】

府立学校において、学校の組織力の向上を図るとともに、学校経営が円滑に行えるよう、「育成支援チーム」を設置し、ミドルリーダー（校長、准校長、教頭の下で、教職員集団をとりまとめる首席・指導教諭や中堅教員など）の育成を支援する。

【解決支援チーム（警察官OB・弁護士・校長OB・指導主事 等）】

校長のリーダーシップのもと、学校の問題解決力を高め、学校力を向上させるとともに、教職員が子どもと向き合う時間の確保に寄与するため、保護者からの理不尽な要求への対応など、学校のみでは解決困難な事象が生じた学校に対して「解決支援チーム」を導入する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
「学校経営支援チーム」による支援（H19） 学校訪問 179校 相談件数 404件 緊急支援等 9校	「学校経営支援チーム」の機能を拡充した各種チームによる支援 「診断支援チーム」が10校/年を集中支援 「育成支援チーム」が10校/年を集中支援

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
チームの発足・チームによる支援				
➔				

※注1【学校評価】学校運営の改善をめざすことを目的として、各学校が教育活動その他の学校運営について点検・評価する取組み。学校教育法施行規則において、「学校運営自己評価と結果公表義務」等が規定されている。

※注2【学校評価報告書】「学校教育自己診断」の結果や「学校協議会」での提言等を踏まえて各府立学校が作成し、教育委員会に提出する学校評価の報告書。

※注3【学校経営診断】「学校評価報告書」等をもとに、学校経営の取組みと課題について教育委員会が診断し、改善策や学校評価の取組みに結びつく指導助言を行うこと。

④授業力の向上

《事業概要》



府立学校全体の授業力を向上するため、診断支援チーム（重点項目21③参照）の支援を得ながら、各府立学校において授業評価軸を策定し、全府立学校に授業評価^{注1}を導入する。

《事業目標》

現 状	平成22年度～
授業評価の導入率 府立高校 27.7% 府立支援学校 28.0%	全府立学校に授業評価を導入・実施

《スケジュール》

○授業評価の導入

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
授業評価軸の策定など、各府立学校において授業評価導入の準備	全府立学校に授業評価を導入・実施			
				

⑤家庭・地域と連携した取組みへの支援

《事業概要》

学校が家庭・地域と連携した取組みを進めるため、学校のビジョン、教育目標や、「学校教育自己診断^{注1}」の結果、あるいは「学校協議会^{注2}」の提言内容等の「学校評価」情報を、効果的に発信できるよう学校を支援する。

また「学校協議会フォーラム（仮称）」等を開催することにより、学校評価活動への理解を深め、学校の応援団としての「学校協議会」の活性化を図る。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
・ 学校教育自己診断実施率 府立学校 100%	・ 全府立学校での「学校評価」情報のホームページへの掲載
・ 学校教育自己診断の結果のHP掲載率 府立学校 23.3%	・ 「学校協議会フォーラム」（仮称）の開催
・ 学校協議会の設置率 府立学校 100%	

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
毎年開催				
➔				

※注1【学校教育自己診断】学校教育活動が児童生徒の実態や保護者・地域住民の学校教育に対するニーズと対応しているかどうかについて、教職員、児童生徒、保護者らが記入する診断票に基づいて学校自らが学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするもの。

※注2【学校協議会】保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、学校改善を図るために協議する学校支援組織で、学校教育法施行規則に示す学校評議員と同趣旨である。

重点項目22 小・中学校に対するチーム支援

【目標】

- ・ 小・中学校における暴力行為が全国と比べて多く、全国平均を下回る水準に減少させる。
- ・ いじめ^{注1}の根絶をめざすとともに不登校を減少させる。
 （暴力行為の発生件数 公立小学校 411 件、中学校 5, 295 件（政令市を含む。（H19））
 （いじめの認知件数 公立小学校 1, 163 件、中学校 1, 872 件（政令市を含む。（H19））
 （不登校児童生徒数 公立小学校 1, 579 人、中学校 7, 236 人（政令市を含む。（H19））

小・中学校に対するチーム支援

① 子ども支援チームの活動の充実

主に子どもを直接支援
 いじめ・自殺等、子どもの命に関わる緊急かつ重篤な事象に対する子どもへの速やかな対応と事後指導

- 第三者性を活かした実態把握とアセスメント
- 緊急対応に係る教員へのアドバイスと子ども・保護者等への心の専門家としての支援
- 心の病を抱える子どものエネルギーの回復

② 学校支援チームの活動の充実

主に学校・市町村を支援
 少年非行、暴力行為、出席停止等、学校のみでは対応が困難な事象等に対する、学校・市町村教委への支援

- 校内暴力等を繰り返す子どもへの支援の充実と規律・規範意識の回復
- 関係機関との連携強化と指導体制の再構築
- 保護者からの理不尽な要求への対応のための支援

専門家等による
 第三者的立場を
 活かした支援

支援会議等

- 専門家
 スクールカウンセラー・スーパーバイザー、弁護士、医師 等

- 専門家
 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー、弁護士、医師 等
- 学校支援リーダー（校長OB）

③ 市町村独自の問題解決チームへの支援及び育成

市町村教育委員会

支援・指導

児童生徒

小・中学校

※注1【いじめ】児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。平成19年1月に定義を見直す。)

①子ども支援チーム^{注1}の活動の充実

《事業概要》

いじめや自殺等、命に関わる事象に対する速やかな対応と事後指導の充実を図るため、いじめ対応プログラムを活用し、専門性の高い指導主事の育成とともに、組織化された専門家による第三者的立場での支援など、「子ども支援チーム」の活動を充実する。

なお、「子ども支援チーム」は緊急支援による初期対応においては、府立学校も対象とし、その後、継続的な対応が必要な場合は、「解決支援チーム（重点項目21③参照）」に引き継ぐ。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
「子ども支援チーム」による支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する専門的な支援の充実 スクールカウンセラー^{注2}のネットワーク化

《スケジュール》

○子どもに対する専門的な支援の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
子ども支援チームにかかる専門性の高い指導主事の育成				
→				
教育相談体制の充実に向けた専門家の組織化	専門家組織を活用した子ども支援			
→	→			

○スクールカウンセラーのネットワーク化

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
スクールカウンセラースーパーバイザー会議の設置	スーパーバイザー会議を活用した緊急支援の充実			
→	→			
府内7地区にチーフスクールカウンセラーを設置				
→				

※注1【子ども支援チーム】緊急支援として、いじめ・自殺等、子どもの命に関わる緊急かつ重篤な事象に対して、専門家（スクールカウンセラー、精神科医、弁護士等）・指導主事等を派遣し、重篤な状況にある児童生徒のモチベーションの向上のための支援等、子どもに直接支援を行い速やかな対応と事後指導にあたる。

※注2【スクールカウンセラー】いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う臨床心理士。

- ・スクールカウンセラースーパーバイザー（H20年度：4名）：チーフスクールカウンセラー等への指導助言や特に重篤な事象への緊急支援等を行う。
- ・チーフスクールカウンセラー（H21年度～）：スクールカウンセラーへのアドバイス、学校への緊急支援を行う。

②学校支援チーム^{注1}の活動の充実

《事業概要》

校内暴力等の問題行動を繰り返す児童生徒や学校に保護者からの理不尽な要求等学校だけでは対応が困難な事象に対して、市町村教育委員会と連携し、地域の協力を得ながら学校を支援する体制を構築する。

あわせて、専門性の高い指導主事を育成するとともに、組織化された専門家による第三者的立場での支援、専門家を活用した学校と福祉・警察等関係機関との連携強化等、市町村及び学校を支援する活動を充実する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
「学校サポートチーム」による支援を実施	・学校に対する専門的な支援の充実 ・スクールソーシャルワーカー ^{注2} のネットワーク化

《スケジュール》

○学校に対する専門的な支援の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
学校支援チームにかかる専門性の高い指導主事の育成				
学校支援にかかる 専門家の組織化	専門家の組織を活用した学校支援の実施			
全小・中学校における校内及び小・中合同ケース会議の実施				

○スクールソーシャルワーカーのネットワーク化

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
スクールソーシャルワーカースーパーバイザー会議の設置	スーパーバイザー会議を活用した緊急支援の充実			
府内7地区のチーフバイザーの活用を推進				

※注1【学校支援チーム（平成20年度まで「学校サポートチーム」）】少年非行、暴力行為、出席停止、保護者からの理不尽な要求等、学校のみでは対応が困難な事象等に対して専門家（弁護士・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー等）・指導主事等を派遣し、学校・市町村教委への支援にあたる。あわせて、日常支援として、校長のリーダーシップ、生徒指導担当のコーディネート力等の発揮やケース会議等生徒指導体制構築の支援を行う。

※注2【スクールソーシャルワーカー】問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもたちの生活環境の改善を働きかけるよう、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図る（H20：21名。うち7名がチーフバイザー）。

◆スクールソーシャルワーカースーパーバイザー：チーフバイザー等への指導助言や特に重篤な事象への緊急支援等を行う（H20：4名）。

◆チーフバイザー：スクールソーシャルワーカーへのアドバイス、学校への緊急支援を行う。

③市町村独自の問題解決チームへの支援及び育成

《事業概要》

学校における問題解決機能の向上を図るため、小・中学校における校内ケース会議、小・中合同ケース会議等への組織的支援を行う市町村に対し問題解決チームの設置を促進する。

【問題解決チームの設置に向けた支援】

- ・ 各市町村教育委員会に対する問題解決チームの設置と効果的活用に関する助言
- ・ 府教育委員会設置の「子ども支援チーム」「学校支援チーム」によるチーム支援のノウハウの提供
- ・ 市町村間の連携を推進するための連絡会議の設置

《事業目標》

現 状	平成 24 年度
—	全市町村における市町村独自の問題解決チームの設置

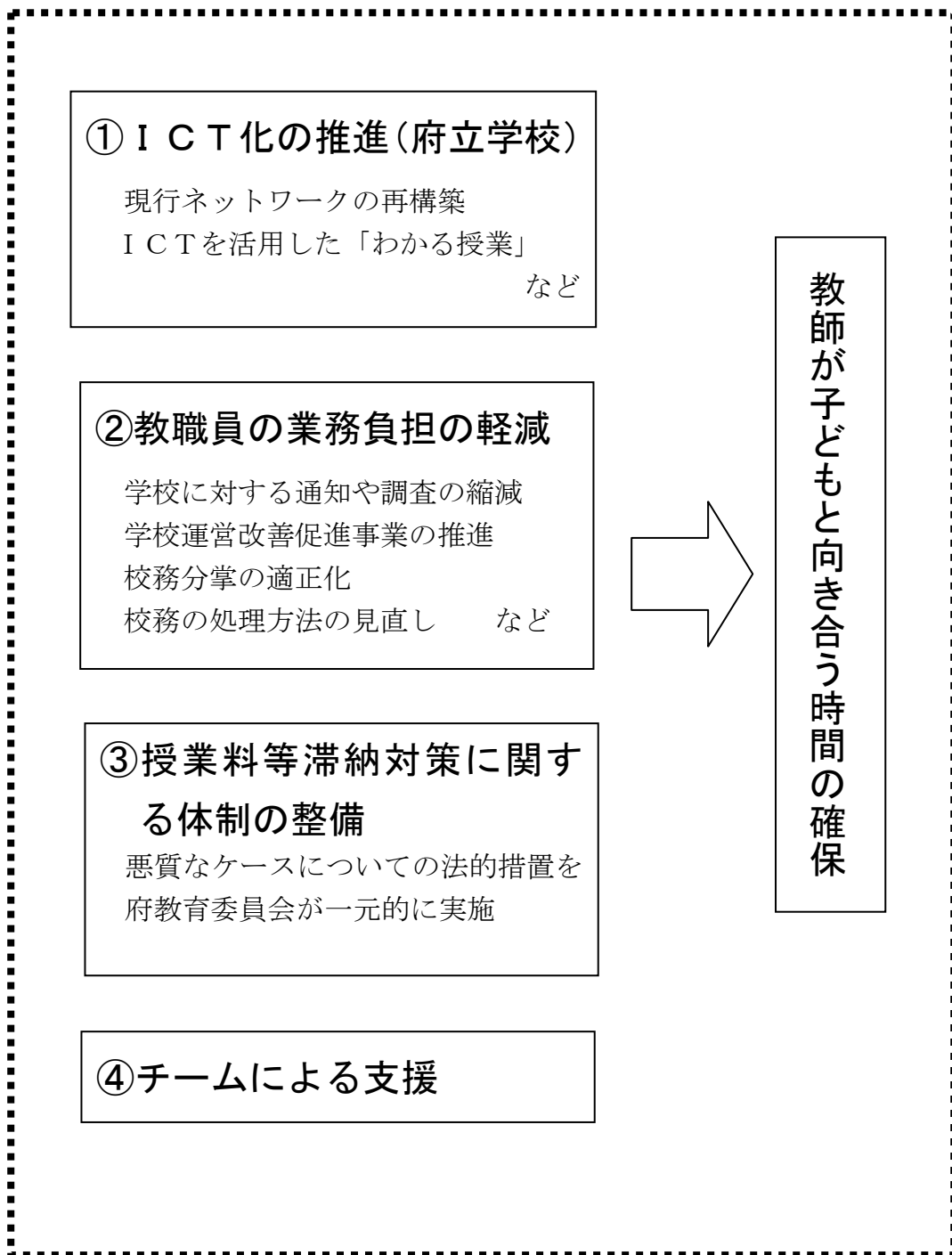
《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
問題解決チームを設置する市町村の拡大			問題解決チームによる組織的支援の実施	
連絡会議の設置			連絡会議を活用した市町村間の連携促進	

重点項目23 校務の効率化

【目標】

- ・教員が子どもと向き合う時間を確保するため、ICTの活用等により、校務の効率化を図る。



① ICT^{注1}化の推進（府立学校）

《事業概要》

府立学校で展開されている現行ネットワークを再構築し、校務の情報化や児童生徒に関する成績や学習状況等の教員間での共有化を図ることで、教員の事務負担の軽減を図る。

あわせて、教員の指導力向上や教材・指導方法の共有化により、生徒の情報活用能力の向上やICTを活用した「わかる授業」の実現をめざす。

【現状のネットワークの状況】

- ① 学校情報ネットワーク
 - ・ 府立学校間で展開されているネットワークで、教員と生徒が授業等の教育における利用を目的としている。
 - ・ 自由度が高いネットワークであるため、個人情報ネットワーク上で利用することは禁じられている。
- ② 府立総務サービスネットワーク（4人/台：約3,200台）
 - ・ 府立学校の教員が、総務サービスセンター事務を利用することを目的としているネットワーク。
- ③ 事務（庁内）ネットワーク（事務1人/台+共用1台/学校：約1,000台）
 - ・ 府立学校の事務職員の事務室端末の利用にあたり、事務室まで展開されている事務用ネットワーク。

【新ネットワーク】

②と③を統合して再構築する。

→ セキュリティの向上、学校内の情報全般を扱えるネットワーク環境の構築

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
教員用端末は4人に1台の配備（学校情報ネットワーク上の端末）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新ネットワークとして「府立学校教職員ネットワーク」を構築 ・ 4人に1台の配備状況の改善 ・ 校務の情報化による教員の事務負担の軽減

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
ネットワーク設計	新ネットワークの構築（H22. 10）			
	ICTの活用に向けたモデル実施の検討			
	教員用端末の活用・配備状況の改善に向けた検討			
	ICT教材の開発			

※注1 【ICT】 Information and Communication Technology。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT (Information Technology：情報技術)の方が普及しているが、国際的には ICTの方が一般的。

②教職員の業務負担の軽減

《事業概要》

教員が子どもたちと向き合う時間を確保するために設置している「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム^{注1}」において、学校に対する通知や調査などの文書量のさらなる縮減、学校運営改善促進事業^{注2}の推進、校務分掌の適正化、校務の処理方法の見直しなど、学校における業務の見直しや効果的な施策の検討を行い、多忙化解消に向けた取組みを進めていく。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチームによる学校における業務の見直し等	学校における教職員の業務負担軽減

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
「学校運営改善促進事業」の成果普及				
→				
通知・調査の更なる縮減や効率化の検討		実施		
- - - - - →		→		
さらなる効果的な施策の検討				
- - - - - →				

※注1【教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム】教職員の業務負担を軽減し、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、教職員の健康を保持するため、学校における業務の見直しと勤務時間の適正な把握に関する検討を行うために、平成20年1月に府教育委員会内に設置されたチーム。

※注2【学校運営改善促進事業】平成18年度～19年度に「機動的かつ機能的な学校運営の在り方」について調査・研究した事業。府内の10校を研究指定。

③授業料等滞納対策に関する体制の整備

《事業概要》

授業料等滞納者に対する滞納対策を効果的・効率的に行うため、これまでの納入指導に加え、悪質なケースについては法的措置を含めた取組みを実施し、授業料等の滞納解消を図る。

なお、法的措置については、府教育委員会事務局が一元的に対応する。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
学校における納入指導に加え、府教育委員会事務局が法的措置を一元的に実施	滞納対策の実施

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
滞納対策の実施				
→				

④チームによる支援（重点項目21③、重点項目22①②③参照）